

館山市看護師等修学資金貸付のしおり

館山市健康福祉部健康課

令和7年3月

※ 申請をする前にもう一度考えてください

この制度はあくまで「貸付け」であるため、貸付けを受けた修学資金はいずれ市へ全額返還していただくことになります。ただし、条件を満たせば返還が一部または全額免除されます。返還の免除については8ページで説明しています。

返還の免除が受けられなければ、貸付金は全額借金となり、皆さんや連帯保証人の方の大きな負担となります。

返還免除の条件を満たすことができるかどうか、現時点ではっきりしない方は、申請にあたって十分に検討してください。

目次

○館山市看護師等修学資金貸付制度について	2
○貸付けの概要	3
○貸付けの申請・決定について	4
○各種届出について	5・6
○貸付金の返還について	7
○貸付金の返還の猶予・免除について	8・9
○Q&A	10～14
○館山市看護師等修学資金貸付の申請者及び連帯保証人の方へ.....	15・16
○様式集	

この制度について不明な点は館山市健康福祉部健康課にお問い合わせください

【お問合せ】

〒294-0045

館山市北条740-1 館山市コミュニティセンター2階

館山市健康福祉部健康課

電話番号:0470-23-3113

FAX 番号:0470-22-6560

メールアドレス※:kenkouka@city.tateyama.chiba.jp

※件名に「看護師修学資金」と必ず入れてください

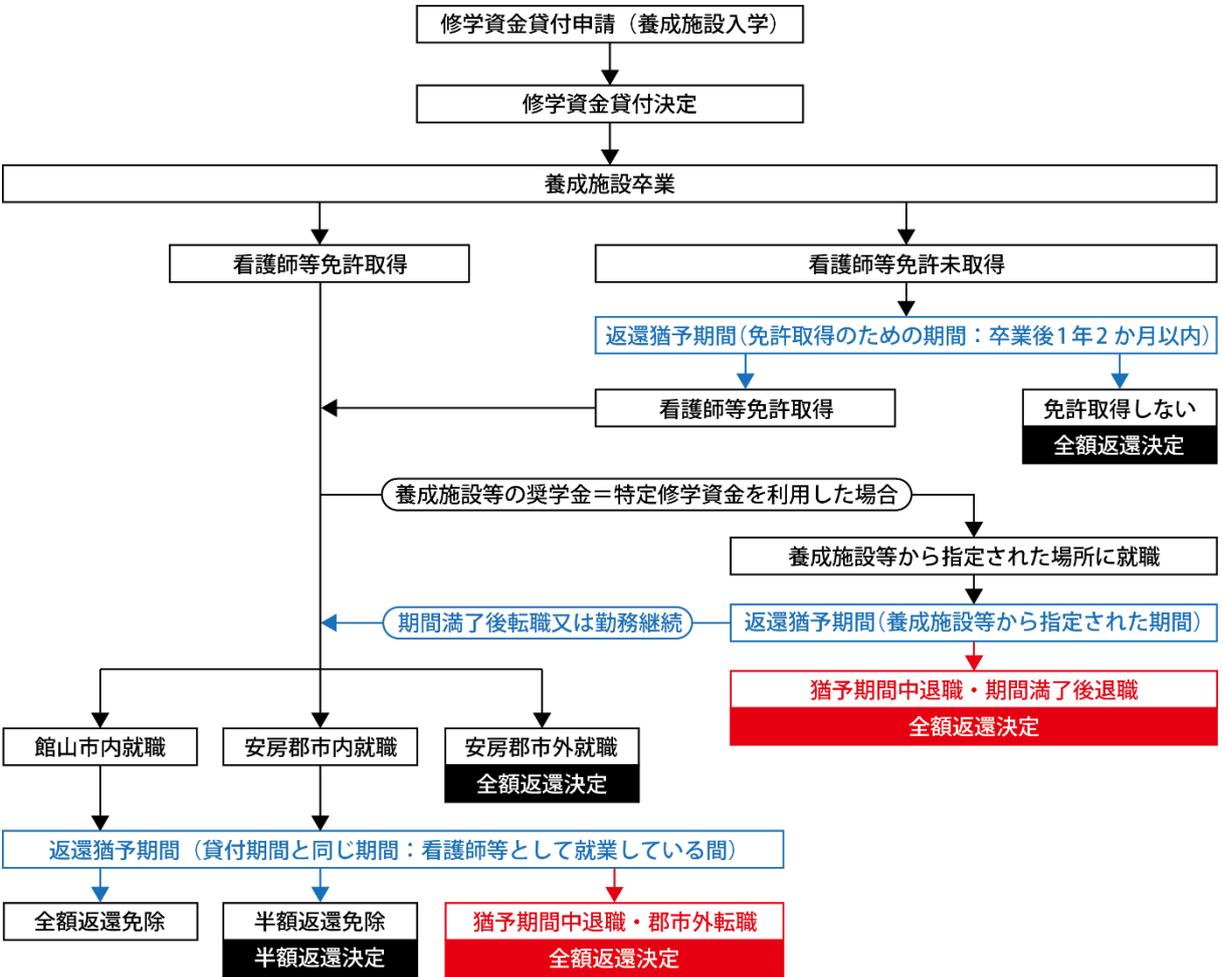
館山市看護師等修学資金貸付制度について

館山市看護師等修学資金貸付制度は、看護師または准看護師（以下、「看護師等」といいます。）を養成する大学、学校または養成所（以下、「養成施設」といいます。）に在学する方で、将来館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町（以下、3市1町をあわせて「安房郡市」といいます。）の医療機関等において看護師等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸し付け、安房郡市の看護師等の確保を図ることを目的としています。この制度は他の奨学金制度と併用することができます。（別紙「館山市看護師等修学資金貸付以外の奨学金制度を利用する方へ」をご参照ください。）

修学資金の貸付けは、養成施設に在学している間、毎月指定された額を口座に振込むことで行います。

養成施設を卒業した後は貸付けした額を全額返還していただくこととなりますが、条件を満たすことで、返還の猶予や、返還を一部または全額免除されることがあります。

【館山市看護師等修学資金貸付申請から返還・返還免除決定までの流れ】



貸付けの概要

1. 貸付対象者

次の(1)から(3)の要件を全て満たす方が貸付けを受けられます。

- (1) 看護師等の養成施設に在学していること
- (2) 看護師等の免許取得後に安房郡市の医療機関等において看護師等の業務に従事する意思があること
- (3) 貸付金の申請時に本人が館山市に住民登録していること
館山市に1年以上住民登録をしていたのち、養成施設に入学するために市外に転出した方及び親が引き続き1年以上館山市に住所を有している方も含まれます。
※鴨川市又は南房総市から修学資金の貸し付けを受けている方は対象外となります

2. 貸付期間

貸付決定通知により定められた月から、養成施設の正規の修学期間を修了する月までです。

(ただし、留年や休(停)学している期間は貸付停止となります。)

貸付期間の開始月は、貸付決定の月の3か月前まで遡ることができます。ただし、年度をまたいで遡ることはできません。

3. 貸付月額

1万円・2万円・3万円から選択していただきます。その後変更することはできません。

貸付金に利息は付きません。

貸付けの申請・決定について

1. 申請書類

次の書類を全てそろえて提出してください。養成施設入学前の申請はできません。

- (1) 看護師等修学資金貸付申請書(別紙第1号様式)
- (2) 誓約書(別紙第2号様式)
- (3) 保証書(別紙第3号様式)
連帯保証人2名は、それぞれ印鑑登録印を押してください
- (4) 連帯保証人2名の印鑑証明書
- (5) 在学証明書
- (6) 財産等の調査及び回答に関する同意書
- (7) 看護師等修学資金利用に係る調査・回答及び個人情報の取り扱いに関する同意書
- (8) 口座振込払申出書

2. 連帯保証人について

貸付けを受けようとする方(以下、「申請者」といいます。)は、連帯保証人を2名立てていただく必要があります。申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は親権者または後見人としなければなりません。また、2名の連帯保証人は成年で、それぞれが別の生計を営んでいなければなりません。

連帯保証人は申請者と同じく返済の責務を負いますので、そのことをよく説明し、理解していただいた上で連帯保証人を引き受けていただくようにしてください。

3. 貸付けの決定

提出された申請書類の内容を市が確認し、貸付けの可否を決定し、結果を申請者に通知します。

4. 貸付方法

毎月15日に、指定された金融機関の口座に振込みます。

15日が、土曜日、日曜日または休日(以下、「休日等」といいます。)の場合は、その日の前で最も近い休日等でない日が振込み日となります。

各種届出について

1. 毎年提出していただく書類

貸付けの決定を受けた方(以下、「借受人」といいます。)は、養成施設在学中から就業による返還の猶予期間が終わるまでの間、毎年3月31日時点の現況報告書(第18号様式)を4月末日までに提出しなければなりません。

2. 在学中の届出

事由	提出書類
①貸付けを辞退するとき・ 退学したとき	辞退(退学, 休学, 留年, 停学, 長期欠席)届(第6号様式)
	看護師等修学資金借用証書(第13号様式)
②修学資金の貸付けを辞 退, または取消された後も引 き続きその養成施設に在学し ているとき	看護師等修学資金返還猶予申請書(第10号様式)
③休学・留年・停学 長期欠席したとき※1	辞退(退学, 休学, 留年, 停学, 長期欠席)届(第6号様式)
④休学・留年・停学 長期欠席していた借受人が 復学・進級したとき※2	復学・進級届(第8号様式)

※1 事由に該当している間は貸付けが停止になります。

※2 この届出をすることによって、貸付けが再開されます。

3. 養成施設卒業時の届出(該当する事由の書類を全て提出してください)

事由	提出書類
⑤貸付期間が終了したとき	看護師等修学資金借用証書(第13号様式)
⑥看護師等の免許を取得し たとき	免許取得届(第14号様式)
	看護師免許証の写し
⑦安房郡市の医療機関等 で看護師等の業務に従事す るとき	看護師等修学資金返還猶予申請書(第10号様式)
⑧看護師等の業務に従事し たとき	就業届(第15号様式)

4. 安房郡市の医療機関等で看護師等として就業しているときの届出

事由	提出書類
⑨就業中に勤務場所や業務が変更になったとき	就業変更届(第16号様式)
⑩看護師等として転職したとき	退職届(第17号様式)
	就業届(第15号様式)
⑪退職したとき (その後看護師等として再就職しない場合)	退職届(第17号様式)

5. 在学中から就業による返還の猶予期間が終わるまでの間の届出

事由	提出書類
⑫氏名・住所が変わったとき	氏名(住所)変更届(第19号様式)
⑬連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届(第4号様式)
	保証書(第3号様式)
	新しい連帯保証人の印鑑証明書
⑭借受人が死亡したとき	借受人死亡届(第7号様式)

貸付金の返還について

1. 貸付金の返還

借受人が次の(1)から(4)のいずれかに該当した場合は、貸付金を全額返還することになります。

返還猶予中であっても、猶予事由に該当しなくなった場合(退職や市外への転職など)には、消滅した日の属する月の翌月から返還が開始となります。

- (1) 退学や貸付けの辞退等※1の理由により、貸付決定を取り消されたとき
- (2) 養成施設卒業後、1年2か月以内に看護師等の免許を取得しなかったとき
- (3) 免許取得後、ただちに安房郡市において看護師等の業務に従事しなかったとき
養成施設が指定する場所で勤務しなければならない期間※2がある場合は、その期間終了後、ただちに安房郡市において看護師等の業務に従事しなかったとき
- (4) 返還の免除が決定される前に、安房郡市において看護師等の業務に従事しなくなったとき
(転職のために、看護師等の業務に従事しない期間が1か月間を超える場合を含みます。)

※1 修学資金の貸付けを辞退、または取消された後も引き続き養成施設に在学して資格取得に取り組んでいる場合は、返還の猶予が認められます。

※2 養成施設が指定する場所で勤務しなければならない期間とは

館山市看護師等修学資金貸付条例施行規則第10条第1号に規定する「特定従事期間」のことです。

借受人が館山市の修学資金以外に養成施設等の奨学金(国及び他の地方公共団体の貸付金を除く。以下「特定修学資金」といいます。)を借り受けている場合で、この特定修学資金の返還の免除を受けるために、指定された医療機関等で一定期間勤務する場合の勤務期間を指します。

2. 貸付金の返還方法

貸付けを受けた期間に相当する期間内で、貸付月額と同額を月払いで返還していただきます。一括返還や、繰り上げて返還することは差しつかえありません。月払いのときは、原則口座引き落としの方法により行います。

毎月の返還期日は月の最終日です。ただし、12月については別途指定します。月の最終日が休日等の場合は、その日後で最も近い休日等でない日が返還期日となります。

3. 返還が遅れたときの遅延損害金について

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき修学資金の額につき民法第404条に規定する法定利率で計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

遅延損害金は、返還すべき日の翌日から発生し、千円以上となった場合に支払う必要が生じます。返還金の納付が遅れるほど遅延損害金の額は増大します。

貸付金の返還の猶予・免除について

1. 貸付金の返還の猶予

次の(1)から(5)のいずれかに該当している間は、返還が猶予されます。

猶予事由に該当した都度、猶予申請が必要です。また、猶予期間中に猶予事由が変更になった場合は、改めて猶予申請が必要です。

猶予事由に該当しているだけでは猶予されません。申請し、市長に認められてはじめて猶予となりますので、必ず事前に申請してください。

- (1) 貸付期間終了後も養成施設に在学しているとき
- (2) 養成施設を卒業後、1年2か月以内に看護師等の免許を取得するとき
- (3) 看護師等の免許取得後(特定従事期間がある場合はその期間終了後)、ただちに安房郡市の医療機関等で看護師等の業務に従事し、継続して就業する期間(安房郡市の別の医療機関等への転職は継続とみなします)が貸付期間に達するまでの間
- (4) 養成施設等が指定する場所において看護師等の業務に従事しているとき
⇒ 特定修学資金の一括返還等により、特定従事期間が終了した場合、安房郡市の医療機関等で看護師等の業務に従事しているときは、引き続き返還猶予の対象となりますが、改めて返還猶予の手続きが必要です。
- (5) 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由があると認められるとき

2. 返還の全額免除

次のいずれかに該当すると、貸付金全額の返還を免除されます。

ただし、免除(全額・半額とも)事由に該当しているだけでは免除されません。申請し、市長に認められてはじめて免除となりますので、必ず事前に申請してください。

- (1) 看護師等の免許取得後、ただちに館山市内の医療機関等で看護師等の業務に従事し、継続して(館山市内で別の医療機関等への転職は継続とみなします)就業した期間が貸付期間に達したとき
ただし、特定従事期間がある場合は、その期間の終了後、ただちに館山市内の医療機関等で看護師等の業務に従事し、継続して就業した期間が貸付期間に達したとき
- (2) 業務従事期間中に、業務上の理由により死亡したとき。または業務に起因する心身の故障のために業務を継続できないとき

3. 返還の半額免除

次の事由に該当すると、貸付金の半額の返還を免除されます。

- ・看護師等の免許取得後、ただちに安房郡市の医療機関等で看護師等の業務に従事し、継続して就業した期間(安房郡市の別の医療機関等への転職は継続とみなします)が貸付期間に達したとき

ただし、特定従事期間がある場合は、その期間の終了後、ただちに安房郡市の医療機関等で看護師等の業務に従事し、継続して就業した期間が貸付期間に達したとき

4. 従事期間の特例等

返還の免除に関して、以下のとおり特例措置等があります。

- (1) 館山市内の医療機関等で看護師等の業務に従事していた期間と、館山市を除く安房郡市の医療機関等で看護師等の業務に従事していた期間を合算した期間が貸付期間に達するときは、半額免除に該当するものとして取り扱います。
- (2) (1)に該当する方で、勤務先の人事異動により、市内の医療機関等から館山市を除く安房郡市の医療機関その他市長が特に認めた医療機関等に異動して看護師等の業務に従事した方については、全額免除に該当するものとして取り扱います。
- (3) 特定従事期間のある方で、奨学金の返還等により特定従事期間が終了した場合、返還免除に必要な館山市又は館山市を除く安房郡市の医療機関等で看護師等として業務に従事した期間の算定に当たっては、奨学金の返還等により、特定従事期間が終了(消滅)した時点から、継続して就業した期間が貸付期間に達することが必要です。

※貸付金の返還の猶予・免除の対象となる就業先(=医療機関等)とは？

- (1) 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する病院等
- (2) 法令の規定により看護師等の配置が必要とされる施設

【申請書, 届出について】

Q1: 保証書に記載する「連帯保証人」は、父親と母親でいいですか。

A1: 連帯保証人2名のうち1名は、親権者(父親または母親)でもかまいませんが、もう1名は親権者とは別の生計を営む人にしなければなりません。申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は親権者又は後見人にしてください。

Q2: 現況報告書は、毎年提出しなければなりませんか。

A2: 返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書(第18号様式)を提出していただく必要があります。

Q3: 年度が替わる直前に就業先を変更しました。現況報告書の提出はどのようにしたらよいですか。

A3: 就業先が変わったときには、就業変更届(第16号様式)を提出してください。3月31日時点で新しい就職先で就業している場合は、現況報告書(第18号様式)の証明は新しい就職先でもらってください。

Q4: 住所が変わりましたが、現況報告書に新住所を記載すれば、新しい住所を届け出たことになりますか。

A4: 現況報告書に新しい住所が記載されただけでは、住所変更の手続きはできません。各届出・申請の際に既に住所が変わっているときは、必ず氏名(住所)変更届(第19号様式)も一緒に提出してください。

Q5: 連帯保証人の住所が変わったときは届出が必要ですか。

A5: 連帯保証人変更届(第4号様式)を提出してください。

Q6: 連帯保証人のうち1名が亡くなりました。手続きはどのようにすればよいですか。

A6: 連帯保証人変更届(第4号様式)及び新連帯保証人による保証書(第3号様式)を提出してください。この場合、連帯保証人変更届及び保証書には新連帯保証人の実印を押印し、印鑑登録証明書も添付してください。

Q7: 手続きが必要な場合は市から連絡がきますか。

A7: 原則として市からは連絡をしません。このしおりや、条例・規則をよく読んだ上で、皆さんが自主的に手続きを行ってください。特に卒業時は個々人の状況によって提出すべき書類が異なりますので提出書類にご注意ください。
なお、必要な手続きを忘れた場合は、貸付けが停止されることがあるほか、貸付金の全額返還を求められることがあります。

【返還猶予について】

Q8: 准看護師養成施設在学時に修学資金の貸付けを2年間受けました。准看護師の資格を取得した後に、看護師養成施設で2年間修学して看護師の資格を取得しようと考えています。この場合、准看護師養成所と看護師養成所を合わせた4年間の修学資金の貸付けが受けられるのでしょうか。

A8: 准看護師養成施設の修学期間、看護師養成施設の修学期間ともに、貸付けを受けることが可能です。ただし、それぞれの養成施設での免許取得目的が異なりますので、看護師養成施設に入学後に再度申請をしていただく必要があります。

Q9: 養成施設卒業後、養護教諭になるために大学に進学します。この場合、返還猶予に該当しますか。

A9: 進学で猶予されるのは看護師等の養成施設に進学した場合に限りますので、この場合は返還の猶予には該当しません。看護学校を卒業した時点で貸付金を返還していただくことになります。
なお、看護師等養成施設には、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士等の学校は含まれません。

Q10: 養成施設を卒業する年に、准看護師の試験には合格しましたが、看護師国家試験に合格できませんでした。翌年の国家試験を再度受験するため、准看護師としては就業せずに受験勉強に専念するつもりです。この場合、看護師等として就業しないため、貸付金を返還しなければなりませんか。

A10: 看護師等の免許を取得できなかったときは、養成施設を卒業した日から1年2月が経過する日までは、返還を猶予することができます。看護師等修学資金返還猶予申請書(第10号様式)を提出してください。

Q11: 現在の就業先を退職することになりました。看護師等として再就職する場合、再就職先はいつまでに決めなければならないでしょうか。

A11: 再就職(転職)活動の期間として概ね退職後1か月間を上限として認めています。それ以上の期間は条例の要件に該当しないものとして、全額返還していただきますのでご注意ください。

就業先を退職したら、退職届(第17号様式)を提出する必要があります。また、看護師等として再就職したら、就業届(第15号様式)を提出してください。

Q12: 返還猶予期間中に、産前産後休暇や育児休業を取るようになった場合、返還猶予期間はどうなりますか。

A12: 産休や育児休業の期間の分は、返還猶予期間を延長する必要がありますので、改めて看護師等修学資金返還猶予申請書(第10号様式)を提出してください。

Q13: 返還猶予期間中に病気になり、やむを得ず退職しなければならなくなりました。免除までまだ期間があるのですが、どうなるのでしょうか。

A13: 退職前に再度看護師等修学資金返還猶予申請書(第10号様式)と医師の診断書(療養に要する期間を明記のこと)を提出してください。市において返還猶予期間の延長を決定します。延長する期間の長さは診断書に記載された療養に要する期間と同じですが、その期間で治癒しない場合は再度同じ書類(返還猶予申請書)を提出してください。ただし、猶予期間が過ぎても復職又は再就職しない場合や書類の提出が無い場合は、貸付金を返還していただきます。

Q14-1: 養成施設卒業後、フリーランスや非常勤の看護師として働こうと考えています。返還猶予に該当しますか。

Q14-2: 養成施設卒業後、民間企業で自社の従業員の健康管理にあたる看護師として働きます。返還猶予に該当しますか。

A14: 看護師等として勤務することにより、返還免除や猶予の対象となる従事先については、病院や診療所には限りませんが、法令の規定により看護師等の配置が必要とされる施設であることが条件になります。また、看護師等として定着して業務に従事していただくため、フリーランスや非常勤職員としての勤務は対象としていません。

Q15: 養成施設卒業後、保健師として病院で働くことになりました。この場合、返還猶予に該当しますか。

A15: 看護師等修学資金貸付制度は、看護師及び准看護師の確保を目的としたものであり、保健師として業務に従事する場合には、返還猶予の対象にはなりません。貸付金は全額返還となります。

【返還について】

Q16: 貸付けを3年間受けて、館山市内で看護師として2年間就業したのち、安房郡市外へ転職した場合、貸付金額の3分の2は返還免除となりますか。

A16: 全額・半額ともに返還の免除が適用されるには、貸付けを受けた期間と同じ期間安房郡市で看護師等として就業することが条件となります。貸付けを受けた期間を超える前に安房郡市外へ転職した時点で全額返還となります。

Q17: 貸付金の返還について、支払方法を教えてください。

A17: 貸付金の返還は、原則毎月末日に口座から自動引落しの方法で行いますので、金融機関で口座振替の手続きをお願いします。金融機関での手続きに必要な口座振替依頼書は市からお送りします。

一括返還の場合は市から納付書をお送りしますので、指定金融機関の窓口でお支払いください。

Q18: 卒業後すぐに安房郡市外で就職したため、現在返還中です。今度館山市内に就職することになりました。残額については免除になりますか。

A18: 安房郡市外で就職したことで全額返還が決定されているため、今後館山市内で就職したとしても、免除になることはありません。

Q19: 修学資金の返還を滞納した場合どうなりますか。

A19: 納期限までに支払わない場合には、督促、催告を行います。あわせて、連帯保証人に対する支払いの請求や法的な措置に移行します。また、納期限の翌日から遅延損害金が発生します。

Q20: 3年制の看護師等養成施設へ入学し、3年間館山市の修学資金と併用して市内のX病院の修学資金を利用します。X病院の修学資金の返還免除を受けるため、卒業後X病院で3年間勤務する必要がありますが(御礼奉公期間)、3年間勤務したら、X病院と館山市両方の返還免除を受けられますか。

A20: 御礼奉公期間は返還猶予の対象期間となりますが、返還免除のための業務従事期間には算定しません。御礼奉公期間終了後に、館山市の貸付期間と同期間、市内で勤務すれば、館山市への返還が全額免除となります(安房郡市内(市外)であれば半額免除となります。Q20のケースで、勤務先の病院の所在地が安房郡市内(市外)の場合、卒業から6年経過後に半額返還の義務が生じます)。

Q21: 卒業後ただちに市内の医療法人へと就職が決まりましたが、配属が介護施設での看護師業務でした。医療機関以外の施設でも良いのでしょうか。

A21: 看護師又は准看護師として業務に従事するのであれば、病院や診療所に限らず、法令の規定により看護師等の配置が必要とされる介護施設や障害者福祉施設、訪問看護ステーションなどでも構いません。

Q22: 返還猶予中の同一法人内での人事異動について、どの免除要件に当てはまるのか教えてください。

A22: ①卒業後、A 法人が運営する館山市内の B 病院に就職⇒人事異動により A 法人

が運営する安房郡市内の C 介護施設に異動・・・全額免除の対象

②卒業後 A 法人が運営する安房郡市内の X 病院に就職⇒人事異動により A 法人が運営する館山市内の Y クリニックに異動・・・半額免除の対象

※上記に当てはまらない人事異動については個別に判断しますので、ご相談ください。

【その他】

Q23: 留年した場合、修学期間が延びた分、貸付金額は増額されますか。

A23: 貸付期間は養成施設の正規の就学期間の分に限りません。留年した場合、在学期間が延びた分の貸付は行いません。また、進級するまでの間は貸付金の給付は停止されます。

Q24: 愛玩動物看護師を目指しています。看護師等修学資金の貸付・返還猶予・返還免除の対象になりますか。

A24: 館山市看護師等修学資金貸付の対象者は、「保健師助産師看護師法」に規定する看護師又は准看護師です。「愛玩動物看護師法」に規定する愛玩動物看護師は貸付の対象にはなりません。

館山市看護師等修学資金貸付の申請者及び連帯保証人の方へ

1. 館山市看護師等修学資金貸付制度について

館山市看護師等修学資金貸付制度は、看護師又は准看護師（以下、「看護師等」という）を養成する大学、学校又は養成所に在学する方で、将来、安房郡市の医療機関等において看護師等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸し付け、安房郡市の看護師等の確保を図ることを目的としています。

貸し付けを受けた方（以下、「借主」という）は、看護師等の資格を取得した後、一定期間（条例で定める期間）、安房郡市の医療機関等で看護師等として従事することで、借り受けた修学資金の全額又は半額の返還免除を受けることができますが免除要件への該当状況により、修学資金の全額又は半額を返還していただくこととなります。

2. 連帯保証人とは

連帯保証人は、借主が負担する債務について、借主と連帯して同じ債務を負っていただく保証人のことです。保証人とは異なり、連帯保証人には次の権利は認められていません。

①催告の抗弁権（民法第452条）

「保証人である私に請求する前に、借主本人に請求してください」と求めることができる権利

②検索の抗弁権（民法第453条）

保証人が、借主本人の財産に返済資力があることを証明することでその責任を免れることができる権利

③分別の利益（民法第456条）

保証人が複数いる場合、債務を人数で分割した額の範囲しか責任を負わないこと。

3. 連帯保証の範囲

修学資金貸付返還金及び*遅延損害金が連帯保証の対象となります。

4. 返還金を滞納した場合の取扱い

修学資金を返還することとなった場合において、返還すべき日までに返還しなかったときには、借主に督促状を送付します。督促状を送付してもなお借主が返還しない場合は、文書等による催告を借主に行うとともに、連帯保証人への返還金の請求、さらに借主及び連帯保証人の財産調査及び法的手段による債権の回収を行います。

5. その他

申請者及び連帯保証人の氏名、住所、その他の重要な事項に異動があった際には、速やかに館山市へ届出を提出してください。

***遅延損害金について**

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき修学資金の額につき民法第404条に規定する法定利率で計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

遅延損害金は、返還すべき日の翌日から発生し、千円以上となった場合に支払う必要が生じます。

【問合せ】

郵便番号:294-0045

住所:館山市北条740-1 館山市コミュニティセンター2階

担当:館山市健康福祉部健康課

電話番号:0470-23-3113

メール:kenkouka@city.tateyama.chiba.jp